

申立書

令和 年 月 日

(宛先) 鴻巣市長

所有者 住 所
氏 名 ⑩

このたび、私が（建築・取得）した下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の居住の用に供するものに相違ありません。

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

記

- 1 家屋の表示
所在地 鴻巣市
家屋番号
- 2 家屋の住居表示 鴻巣市
- 3 入居予定年月日 令和 年 月 日
- 4 現在の家屋の処分方法
- 5 入居が登記の後になる理由
- 6 申立書に係わる書類

現在家屋の処分方法	必要書類
(1) 売却する場合	売却を証する書類（売買契約書等）
(2) 貸家とする場合	賃貸借を証する書類（賃貸借契約書等）
(3) 自己所有でない場合	自己の所有でないことを証する書類 （賃貸借契約書、使用許可書、貸主の証明等）
(4) 親族等が住む場合	当該親族等の申立書等、所有者が居住用として使用しないことを証する書類